

担当	滋賀労働局労働基準部 監督課長 主任地方労働基準監察監督官 (電話) 077 - 522 - 6649 (夜間) 077 - 510 - 0788	中井 隆裕 堀 貴志
----	---	---------------

## 外国人技能実習生の実習実施者に対する 令和3年の監督指導、送検等の状況を公表します

～労働基準関係法令違反が認められた事業場は**82.1%**～

滋賀労働局（局長 小島 裕）は、管内の労働基準監督署が、令和3年に外国人技能実習生（以下「技能実習生」という）の実習実施者（技能実習生が在籍している事業場）に対して行った監督指導や送検の状況について取りまとめましたので、公表します（別紙参照）。

### 【令和3年の監督指導・送検の概要】

労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した 179 事業場（実習実施者）のうち 147 事業場（82.1%）。

主な違反事項は、使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準（25.1%）、労働時間（24.0%）、健康診断の結果についての医師等からの意見聴取（23.5%）の順に多かった。

重大・悪質な労働基準関係法令違反により送検したのは1件。

外国人技能実習制度は、技能実習の適正な実施及び技術実習生の保護を図ることにより、企業などでの人材育成を通じた技術等の母国への移転により国際協力を推進することを目的としています。しかし、実習実施者においては、労使協定を超えた残業、割増賃金の不払い、危険や健康障害を防止する措置の未実施などの労働基準関係法令に違反する事例が依然として存在しています。

滋賀労働局や各労働基準監督署は、監理団体及び実習実施者に対し、労働基準関係法令等の周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施し、引き続き、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

また、技能実習生に対し、外国人労働相談窓口の利用を促すことにより、労働基準関係法令等の周知に向けて取り組んでいきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

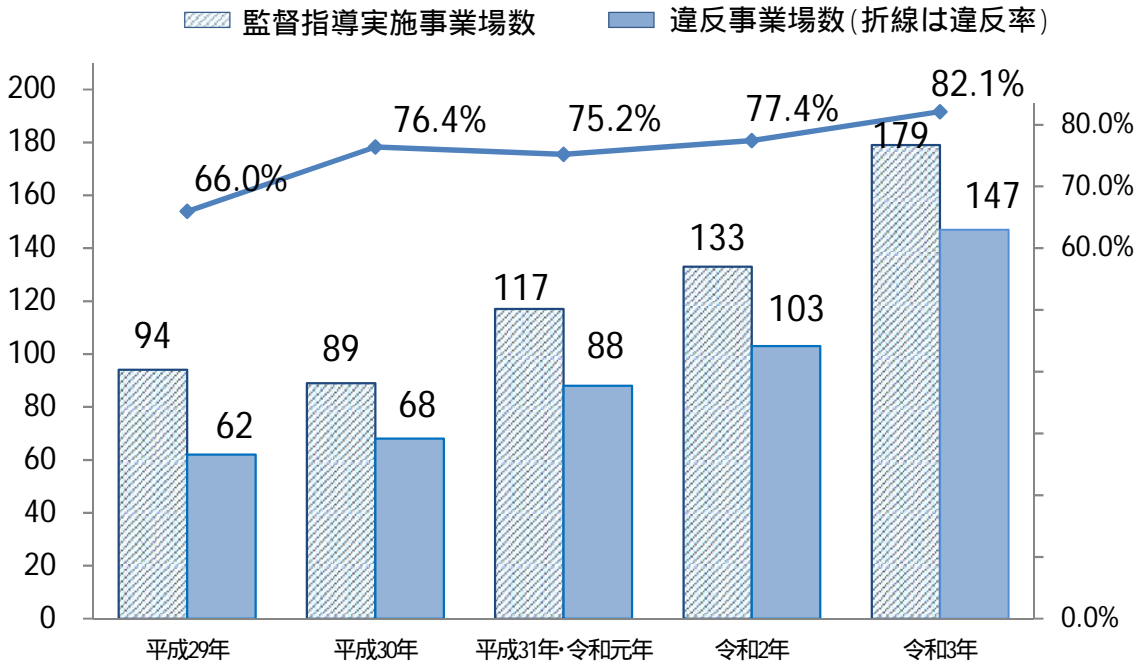
【別紙】技能実習生の実習実施者に対する監督指導の状況（令和3年）

# 技能実習生の実習実施者に対する監督指導の状況（令和3年）

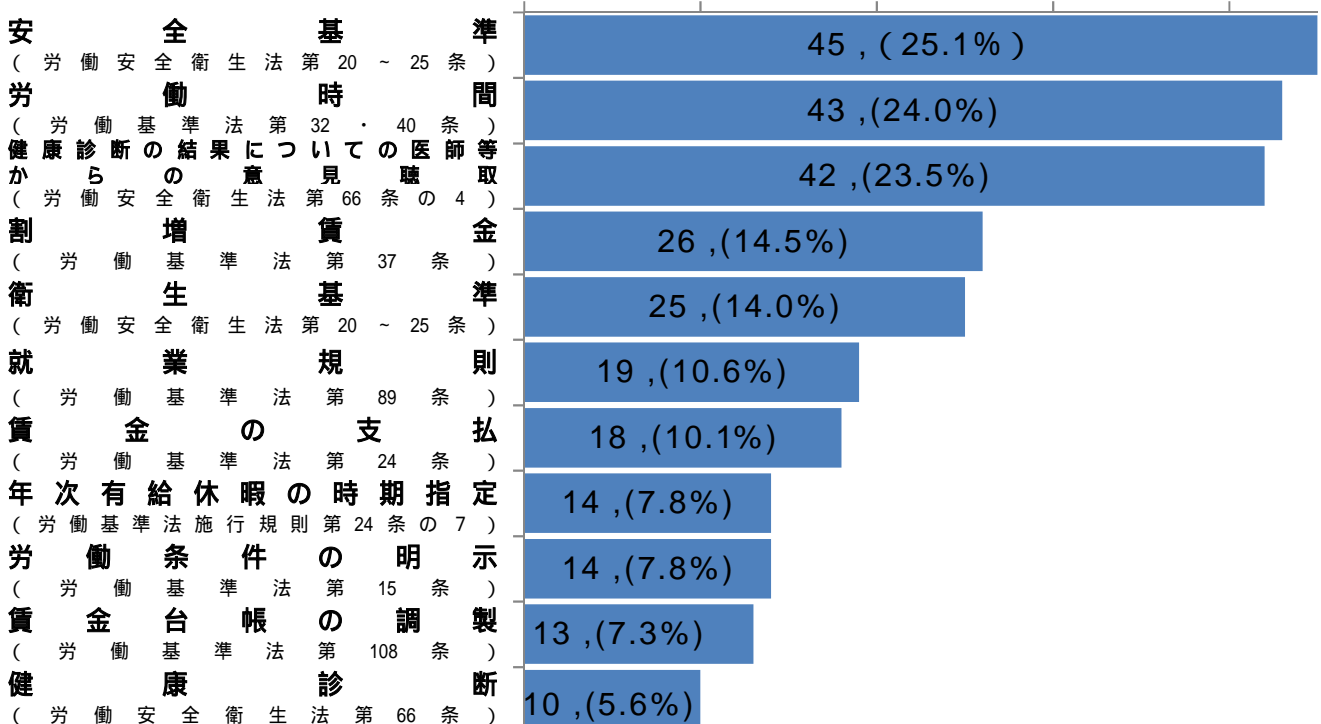
## 1 監督指導状況

滋賀労働局において、実習実施者に対して179件の監督指導を実施し、その82.1%に当たる147件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注> 違反は実習実施者に認められたものであり、日本人労働者に関する違反も含まれる。



主な違反事項は、使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準（25.1%）、労働時間（24%）、健康診断の結果についての医師等からの意見聴取（23.5%）の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

主な業種に対する監督指導の状況は、以下のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項		
			安全基準	労働時間	衛生基準
機械・金属	88	77(87.5%)	安全基準 26(29.5%)	労働時間 25(28.4%)	衛生基準 22(25.0%)
食料品製造	19	10(52.6%)	安全基準 5(26.3%)	健康診断の結果に ついての医師等か らの意見聴取 4(21.1%)	労働時間 3(15.8%)
建設	14	14(100.0%)	割増賃金の 支払 7(50.0%)	年次有給休暇 の時期指定 6(42.9%)	賃金台帳の調製 4(28.6%)
繊維・衣服	14	12(85.7%)	労働時間 4(28.6%)	労働時間 年次有給休暇 の時期指定 4(28.6%)	賃金台帳の調製 3(21.4%)
<参考> 全業種	179	147(82.1%)	安全基準 45(25.1%)	労働時間 43(24.0%)	健康診断の結果に ついての医師等か らの意見聴取 42(23.5%)

<注1> 「主な業種」は、技能実習生の受入人数が多い4職種（機械・金属関係職種、食料品製造関係職種、建設関係職種、繊維・衣服関係職種）に関連する業種について取りまとめたものである。

<注2> 業種ごとの内訳は以下のとおり。

- 機械・金属・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業
- 食料品製造・・・食料品製造業
- 建設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業
- 繊維・衣服・・・繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業

監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

## 事例 1

外国人技能実習機構の通報を契機に監督指導を実施し、違法な時間外・休日労働について指導（電気機械器具製造業）

### 概要

外国人技能実習機構から違法な時間外労働時間が疑われる旨の通報があり、立入調査を実施した。

この結果、1か月100時間を超える違法な時間外・休日労働が認められた。

### 労基署の対応

36協定において、時間外労働は1か月42時間まで、特別な事情がある場合は時間外・休日労働を1か月75時間まで延長できることとしていたが、1か月75時間を超える時間外・休日労働を行わせていたため、是正勧告を行った。

（時間外・休日労働に関する協定のこと。）

### 指導事項

労働基準法第32条、同法第36条第6項違反、長時間労働の削減

## 事例 2

### 外国人技能実習機構の通報を契機に監督指導を実施し、割増賃金の不払い等について指導（建設業）

#### 概要

外国人技能実習機構から割増賃金の一部不払い等が疑われる旨の通報があり、立入調査を実施した。

この結果、割増賃金の計算基礎となる通常の労働時間の計算に誤りがあり、法定額を下回って支払っていたことが認められた。また、賃金控除協定を締結することなく、賃金から住居費等を控除していた状況が確認された。

#### 労基署の対応

時間外労働に対して、法定額を下回って支払っていたこと、また、賃金控除協定を締結することなく、賃金から住居費等を控除していたことについて、是正勧告を行った。

#### 指導事項

労働基準法第37条違反  
労働基準法第24条違反

## 事例 3

### 労働災害を契機に監督指導を実施し、調整作業等の場合の機械の運転停止について指導（産業廃棄物処理業）

#### 概要

機械の可動部に右腕が巻き込まれる労働災害が発生したとの報告を受け、立入調査を実施したところ、機械の調整作業を行う際に機械の運転を停止する等の措置が講じられていなかったことが認められた。

#### 労基署の対応

機械の調整作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれがあるときに、機械の運転を停止しなかったことについて、是正勧告を行った。

#### 指導事項

労働安全衛生法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）違反  
労働安全衛生規則第107条第1項（掃除等の場合の運転停止等）違反

送検事例には、以下のようなものがあった。

## 事例

違法な時間外労働を行わせ、虚偽の時間外労働時間数等を賃金台帳に記入した疑いで送検

### 捜査経過

食品加工業等を営む事業場において、外国人技能実習機構からの通報を契機とし、捜査を行ったところ、技能実習生3名に対し、36協定で定める延長時間を超え、1か月最大97時間の時間外労働を行わせていたことが判明した。

また、事業主は、労基署からの指導を逃れるため、労働時間の記録を改ざんし、現実の労働時間よりも短い虚偽の労働時間記録を作成し、当該虚偽の時間外労働時間数を賃金台帳に記入していたことが明らかとなった。

この時間外労働は36協定の定める延長時間を超えて行わせており、また、賃金台帳に必要な事項が記入されていないことが疑われた。

### 被疑事実

○ 実習実施者（法人）及び事業主について

1 技能実習生に対し36協定の上限を超えて、労働者に時間外労働を行わせたこと。

違反条文 → 労働基準法第32条違反

2 正しい時間外労働時間数及び割増賃金額について、賃金台帳に遅滞なく記入していなかったこと。

違反条文 → 労働基準法第108条違反

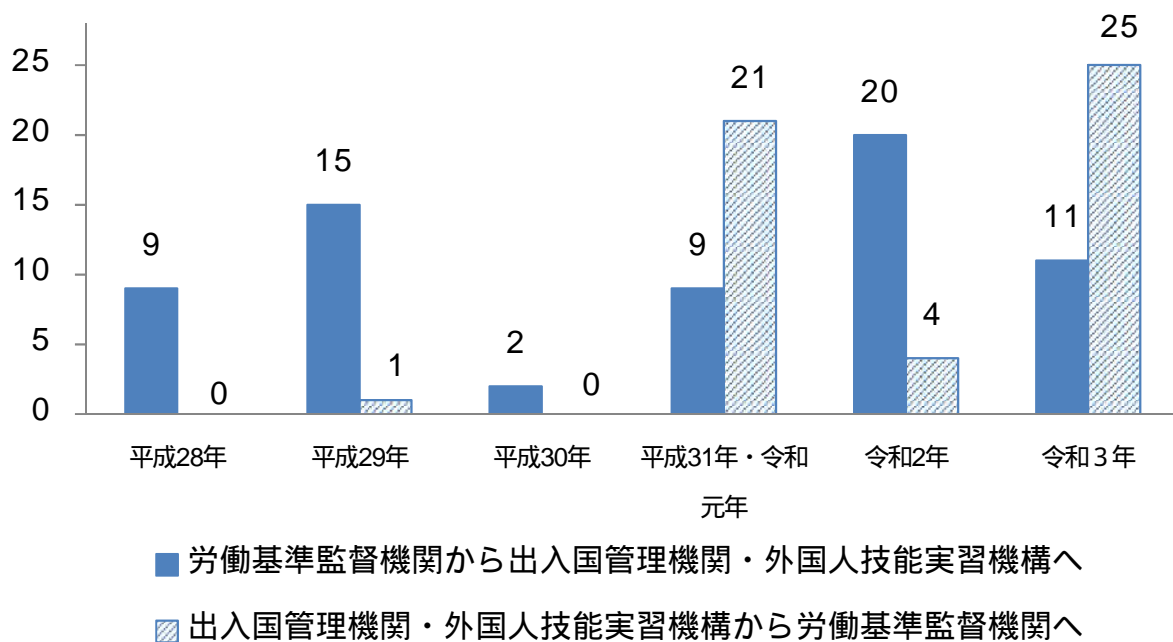
## 2 労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報状況

技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関では、出入国管理機関・外国人技能実習機構との間で、その監督等の結果を相互に通報している。

労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報（ 1 ）した件数は11件、出入国管理機関・外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報（ 2 ）された件数は25件である。

- 1 労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報する事案  
労働基準監督機関において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案
- 2 出入国管理機関・外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報する事案  
出入国管理機関・外国人技能実習機構において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

### 通報件数



労働基準監督機関が、出入国管理機関・外国人技能実習機構から通報を受けた実習実施者については、監督指導等を実施している。

なお、監督等の結果を相互に通報する以外にも、強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、出入国管理機関・外国人技能実習機構との合同監督・調査を行うこととしている。